

No. 3

制 度 名	電源立地地域対策交付金 (水力発電施設周辺地域交付金相当部分)	主管課名	政策調整課・調整 G					
		問合せ先	029-301-2025					
目的・趣旨	水力発電施設が立地している市町村における生活環境等の整備を図るため、公共用施設の整備等に必要な経費を交付する。							
〔対象団体〕 市町村（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市） 〔対象事業〕 次に該当する事業等 (1) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業 (2) 地域活性化事業 (3) 福祉対策事業 (4) 企業導入・産業活性化事業 〔補助要件等〕 運転開始後 15 年を超えている水力発電施設が所在し、その出力の合計が 1,000kW 以上で、かつ、基準発電電力量の合計が 500 万 kWh 以上の水力発電所がある市町村が実施する対象事業 〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（工事費、委託費、維持運営費等） 〔補助限度額等〕 最低保証額 4,400 千円 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
交付対象市町村		10/10	—	—	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 17,600 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市						
〔備考〕 経費負担割合は基本的に国 10/10 であるが、定額交付であるため、交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。								